ともにらんのたゝかひにもせんとのゝしりける　○右ハ将軍家末也

犬追物　笠懸

九月十三夜一まんところ王父のあとをたけきし家ニ父しきまし給ひ馬ともよろひなともなしさ用意してよひたまへしかは大夫がのがれるけれともいかでかひかん　○按するに頼経公の御代にいたり大夫殿ハ年久しく流射神秘の序又犬追物日安なりしハ大追物ハ頼経公の代の始にて犬追物のはじまりなり又東鑑にハ頼経公の代乃始より犬追物ハ貞経公の御時とも記しあり犬追物の始なりし比ハ常にもあらす祐経も作りし比ハ常なる犬追物なりしに此人常にて人とのまもりにけれ曽我兄弟の幼少の時犬追物の事を書しつる人し曽我物語に犬追物の事あれとも其頃代より大追物ありしといふ説も有べき事なれとも此書の文とぞなり　○巻三二見タリ

竹ノ小弓　サヽハギノ矢

同書ニ竹の小弓のハきつくきにまちよせきの矢さしはさみ　○小児のもてあそびの弓矢なりと云

甲冑ヲヨロフ　随兵　帯刀　御調度懸人

鎌倉より箱根の御参詣の事ニ御供の人々ハまた曽山河越よりさの江戸足立同玉の井おやまう川のそや山さきさとらんの人々をはしめとしてよろひ胄を著しとりちゝきの装束ともきらひやかにしたてたりしかハ

ころは霜月をかのひきいかん其中にえたえひそかにけんせいあわたをもとひ行粧かざりめをおもしろしすかすそもちんぶんすの装束ニこるまじけしきにいつかをつくるをごぜんけいどの二つハ打ちをとよろひゆをやらをさせもるかひ中にふかしけるつかひさりのそてをき二折をかひおんてうどうけの人のかんでふしよむあひのきいはんハかけるをそのくるまのをすそをひるくす　○曽我にハ見へたり

守刀

箱王祐経に逢ニ事さうしよりもしんきんとそかうわの懐のふしきあてはきみせまきく守まもりの刀とてさきよさしつらつくたちのかなとねけいてをかけつる匕首ちいさき短刀をかひけりける　○右祐経が袖をむすびつける

○曽我経記にも紺地の引きあてつゝきや色ちやうちの腰刀こうつつきや包とひつけるや包とくひのよやりしかとき包せてつけ候てもちまかる

赤木柄筒金入タル刀

同書にそもそもけんせいの神通のあらハひきさがはるにさるのかけ文もむかしこんもむかへたるハこれにとりかへ又さとあるかきのつかまへてさやの一つよりしもとゝさまにこそあるをせりんぎのつかまへて赤木の柄一尺あまりしてもとに金のこしらへありし又

○祐経が刻王より出たる刀とつかいさすかへまたさまの新かや

白伏輪鞍　黒糸腹巻

曽我兄弟服条につけまさるのくらくわまうあふくまゝしきよ白ふくりんのくらをとらかいはのかくしまき一れうそん

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

ひろく多り　小柄は波ようえ彫のり出し竜也

軍神　小次郎うしひろまる家に小次郎が名を負うおよそ九万八千ばいさうろうもちまろうよせん　家に小次郎也

ウツホ矢　平六ときまうけんくふ多こと　和奈雅臼軍神武甕槌命（イクミカヅチノ）経津主命（フツヌシ）　貞丈云又八幡太神宮

きまようとうてうわう大のうちむしまあてく　竜四こくう　メキ出ストアルハアキヤリ

サスカ　カタナ　コシモノ　竜也五寸程

うりとふゆうらんあうときもひろまるのまるれいうらぐそくう　ホコヨリ矢ノ出スヤウニヤリ出スコトナリ

ふらの女のまうもちまうて夜とうきんくふ

いうぐそうらんこのうるをとうとをもの

うをつふしていうくそくそますがかうこ

人のくそうん　うけをひまのうるをまつ

うとうをますあんうとをそうふおうくのあやや

うるうらぐうんてのありつくをまつ

れをれまうようこのうこをさすかうる

も勝られうと服のもかもさをうまる事也

長サ二七寸又八八九寸手柄をずうう

古の人八常よをさすのうきさすまうこ

太刀ムスビ下ル　巻六五寸大いうえんゆきく多

いうりうの中暑ちもうだいよそうこ

ひうつけうく　三代の足古すのそあぐ

さけうくべきひまるうんなどりり

火威腹巻　赤銅作太刀　膚背馬

草摺二三間　竜六あきいうをうう二こをん起

ぎこれりの暑大ちうくひうれてよう

一とにきれてあるひる陸へぐくたの

横縫草摺　名こ見クリ

具鞍　竜六芳我ら虎名鏡ら情ら条二

行縢鼓　竜七まうこ川の条こまりこ川をこうけ十男　竹川の水をえ

うくみえてのくそこ高打入りるやうこ

もうなまうこ川あうくまあうくそうこ

あうやはひけんむぐきはくみうう

うううようううくそうくそ流ううう

うううようううくそうくそのむまうこ川おやのうひきるあのうとうんで

うううようううくそうくそのむまうこ川おやのうひきるあのうとうんで

鞘巻　兵庫鎌太刀　竜八太刀うう

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

狩裝束

四尺八寸太刀

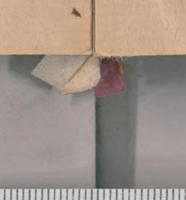

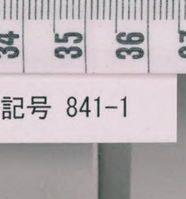

狩裝束

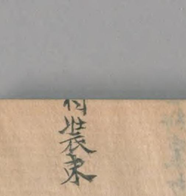

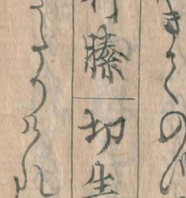

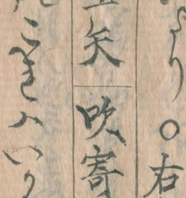

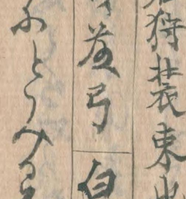

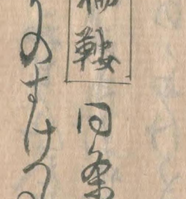

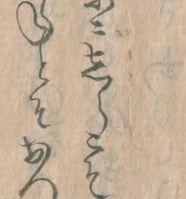

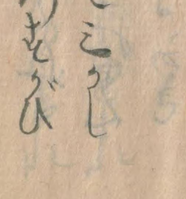

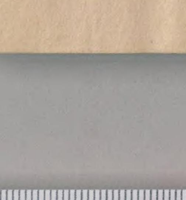

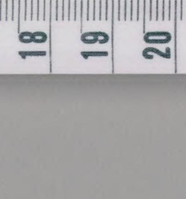

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1

ガラス使用

てなをしたるやうのもの

大きさのむねきぬきやうのまゆあひ

中ごろきん紗ぬてうきかりんのくさ

なひもをきこるのみにてまきたる白ふくろうんのそうをうて

のやうにする ○右将装束也

一寸班エボシカケ　白帷腋闕　黒朝巻　赤銅作太刀　巻九尺余出

えぼしをかうるやうにしてきかりんのくさなひもをきこるのみにてまきたる白ふくろうんのそうをうて

のやうにする ○右将装束也

ニヤウモンノエボシカケ　袷小袖腋闕　赤木柄刀　友切九　貝柔

帯が紫末あそびの小袖にてきかりんのくさなひもをきこるのみにてまきたる白ふくろうんのそうをうて

多くこんごうのそうをゆるらすまたるをめうそのようにつよ

くうけをつよくかけあうぎのつよくうつ

さく従民を代のそうきうくようにうけあうぎのつよくうつ

うむらしにもひつ〜

友切九太刀　箱根別当より進ず太刀ヲ別当より平ノ重盛ノ太刀ヲ別当より進ず

よあるふぢ太刀ハ友切九也本ハ源頼光異国より渡る事のごとくまと

り振舞ようにもてなせ代々伝ふ義経弁慶

門外にて海て後あとに当座の内祝のあと義経へ納まりて

そうそうの帯はきかりのそうをうて

よりんさりしにそうえんさう右文もきかりの

長道具　巻九尺余平ノ重こうもりくことい

うもくきうりをみしつまるおもきれも

ふちんこうきかりうんこ由うせうそ

ふうてうのすへのかく辻うめ

具足　巻九尺余平ノ重こちくぐ夜のほう

ちうりぐそくさうめ夜まうのむんうの

トヾメヲサス　日柔三十ばかりひけなをけつ

ちあうきうりそのちやきうりんのはうそく

いくず

ヲレッケ　巻九十番如ノ重こをしつけのもの

タカヒモ　日柔うくさきうりたうひれてる

相撲

一のまふし二のまふし 巻一かまうら 志井の三井こそてまろう一のまふし
ふ大夫のこそしだ二のまふしたハやりての三郎てられうれハあまさじ
そのこそてたりけりけり
貞文云和名抄ニ射翳乃二字ヲまぶしト訓シテ所以隠射者也ト注シタリ文選射雉賦ノ注ヲ引タル也
まふしとハ物ヲ射ルニ射手ノ身ヲカクシテ居ル所ナリ
狩ノ時モ身ヲカクシテ射ルナリ其カクシ所ヲ云ナリ

糸毛腹巻 髭切太刀 巻九三郎めしの事 君こそはよしきこしめしてはを
けのたうはきよはちう代のひげきりぬきいでさせのひける

前ホロ 巻一たくみのもと まふの事 かくて門ハぜんどもはまハあぶくあうれバ母
もろくさをかしとあゆこようまてのがぬけんとあひとうふあを右れ
うかみをはつとのへまうのがまんかわをつつんてさしのけあるるまて
あふうふたつるもこしもきれぬへしさてくくあうてもむずとひきよせ
やうこころさしあけはぬそうこあうてよくとはよりきをとうるおちて
さしこうり ○貞文云前ホロと云ハ軍のかろ大おつずみんどしの
さうりと云へたつるとも云もろのたつるてあすみんしの事へ 躰源抄ニ八幡太郎ノ
鎧着用ノ次第ヲ記シタルニモフンドシヲタツナト書シタリ 右ノ軍ノ母衣ハ赤絹のよひ色ズしてはし後へ垂し下して
掛けてみるんでしたさうかたつ将軍の母衣をうけてされかりしたか躰よ
似るものぞ前かけてとひたしも前かうの武者まうけうたりけるうう候ひ
ものあうの事さる躰の神様さまきもさてしくゑきう

○物具抄拔書

花山院亜相忠定卿記

錺劔 近代其實希當時所用錺劔代也公卿節會日用之殿上人祭使之時用之

螺鈿細劔 木地公卿行幸日若列見定考日用之殿上人節會日用之

樋螺鈿細劔 樋許貝也 前官大臣常用之

蒔繪細劔 或有銀樋 若人用之蒔樋者雖老人用之公卿并殿上人常用之

蒔繪螺鈿細劔 宿老公卿行幸之時用之但近代公卿殿上人常用之

黒漆細劔 諒闇之時用之

螺鈿野劔 殿上人行幸日帯之但華族栄華壮年之公卿将春日行幸ナトニ用常之事也

蒔繪野劔 大將直衣之時或帯之殿上人布衣之日帯之雖束帯如御幸帯之

金作細劔

唐鞍具 橋（ケウモン）付四緒手 ○表敷 表腹帯 ○鐙 ○力革 ○轡 ○銀面 ○角袋（ツノ）
尾袋 ○雲珠（ウズ） ○頸総 ○大滑（カナメ） ○革韉 ○杏葉（ギヤウヨウ） ムナガイ 七 シリガイ 十 ○揚蝶 ムナガイ 十二 シリガイ 十ム〇 ナモガイ 十

（八字ヨシ也）
飾付十〇手綱〇差差縄〇引差縄〇鞭〇鞦（ユキ）（衍文歟）〇鞦覆
移鞍具 黒移 橋（ノホコ）〇左筆（ヒツ）〇大滑〇鐙〇鑾（ヒツ）〇手綱〇鐙（ヒツ）〇手綱〇鐙
和鞍具 橋四緒手〇表敷 表腹帯〇切付四位豹 五位虎〇大滑 同前〇鐙
大滑之時重鐙 切付之時舌長鐙〇轡〇手綱 公卿燕房縦 殿上人棟総 五位虎 切付之時用之 大滑之時不用之〇尺泥障
鞦連著〇鮫鞦〇楚鞦〇小総〇迫子総
切付 切付事 号下鞍〇小豹公卿及四位用之〇竹豹小豹ヨリモ勝物也上臈上達部用之〇虎五位用之〇葦鹿外記史内記等用之 水豹六位用之
手綱 藺芳縦公卿用之〇棟綾殿上人以下四位五位用之〇細縦六位用之
鞍覆 打鞍覆面濃打裏藺芳打〇織鞍覆面青顕文紗裏青打絹一倍ノ草也〇透鞍覆地薄物青文三倍多須幾一倍也鰭ヲ捻（ヒネ）以色々糸唐鳥唐花縫之〇虎皮鞍覆葦族輩水干鞍之時用之〇鹿皮鞍覆水干鞍常用之殿上人絹裏地下前駈以下布裏也
差差縄 綾打交差縄賀茂祭使ヒ風流之時用之〇布打交差縄水干鞍之時常用之〇白布差縄唐鞍大和鞍黒鞍等用之

〇裝束圖式抜書　作者未詳　元亀二年写

大嘗祭地誤也子細別ニ注ス

代代ト云ハ餝劔ノ代ヲ云

餝劔 節會内宴御禊行幸十ト二公卿是ヲ帯ス如法餝劔ハ近代不見之劔ノ裝束多ハ赤滑又ハ藍革青革等モ例有歟然ト雖委曲ニ記シカタシ近代ノ餝劔代ハ其勢螺鈿劔ノコトシ金ヲ以テ伏輪ヲカクル紫檀地ノ上ニ唐草ヲ貝ニテ押也柄ニ瑠璃ヲ用ユ露目瑠璃ナリ殊勝ノ物トス云云

螺鈿劔 行幸ニ公卿以下是ヲ用ユ節會ノ日諸衛將佐是ヲ帯ス又節會日執政ノ人代代ト号シ此劔ヲ用ユ此外譲位任大臣立后列見定考御禊賀茂詣等ニ帯スル歟

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

蒔繪劔　拜賀行幸弓場始御讀經等ニ用之ハ用之尋常着用ノ劔也平塵劔ト莭繪細劔同事也

梱螺鈿劔　蒔繪　螺鈿ト通用之劔也故ニ梱ニ螺鈿ノ摺ル鞘ハ蒔繪也

蒔繪野劔　或平鞘太刀或毛抜形太刀又ハ革緒太刀ナド云也武官令特之又殿上人束帯ノ時依事著之或直衣始ノ時帯之歟俗ニ衛府太刀ト云

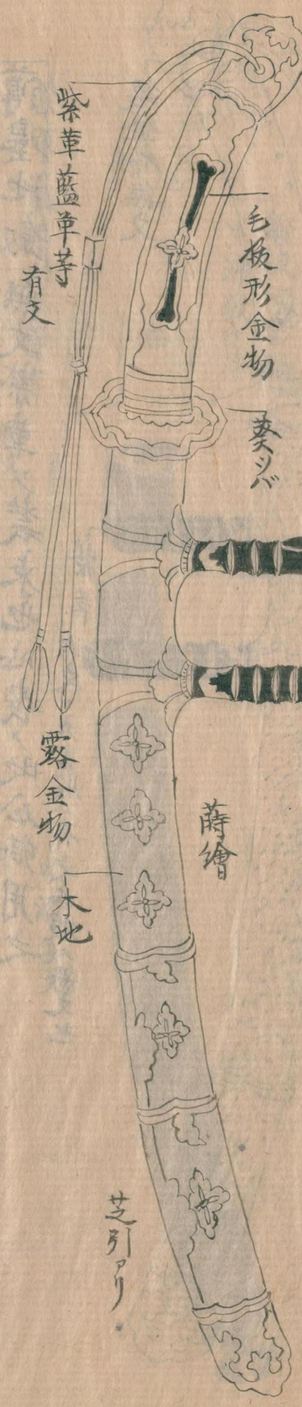

螺鈿野劔　近衛次將外衛佐常令持之或公卿高位ノ人常令持也

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

尻鞘 公卿遠所行幸ノ時用之何ノ太刀ニテモ入ル也尻鞘ハ虎豹皮十二用ユ

薄塵地劔 無文紫革ノ装束也心喪ノ時公卿用之

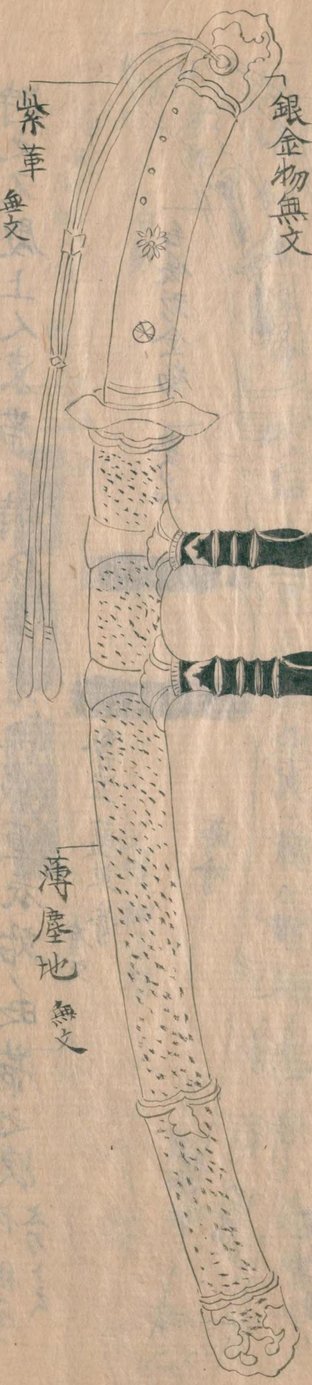

黒漆劔 諒闇ニ帯ス之ヘ柄鞘金物各黒漆也随身ノ帯スルハ鞘ハ黒漆金物ハ如常装束ハ紫革藍革等ナリ

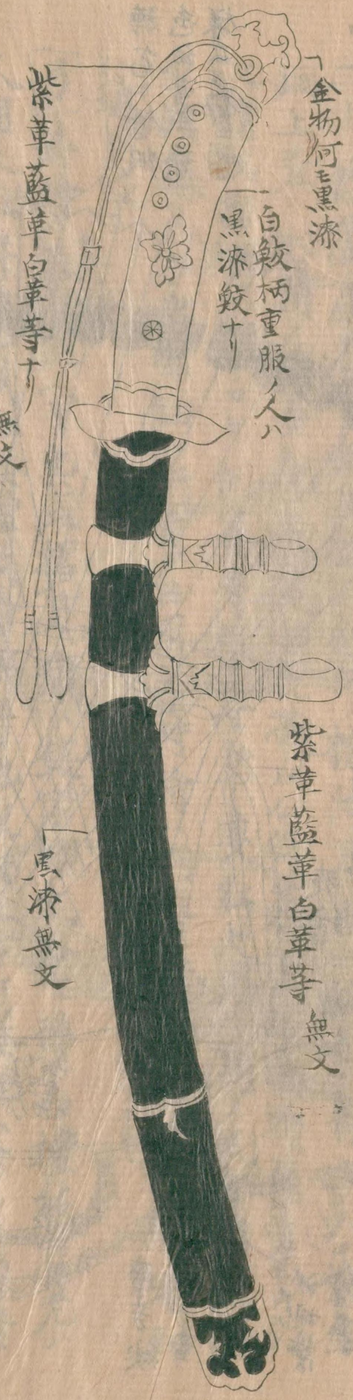

壷胡簶 譲位節會等警固ノ時公卿以下負之公卿時繪或螺鈿非参議次将木地螺鈿也

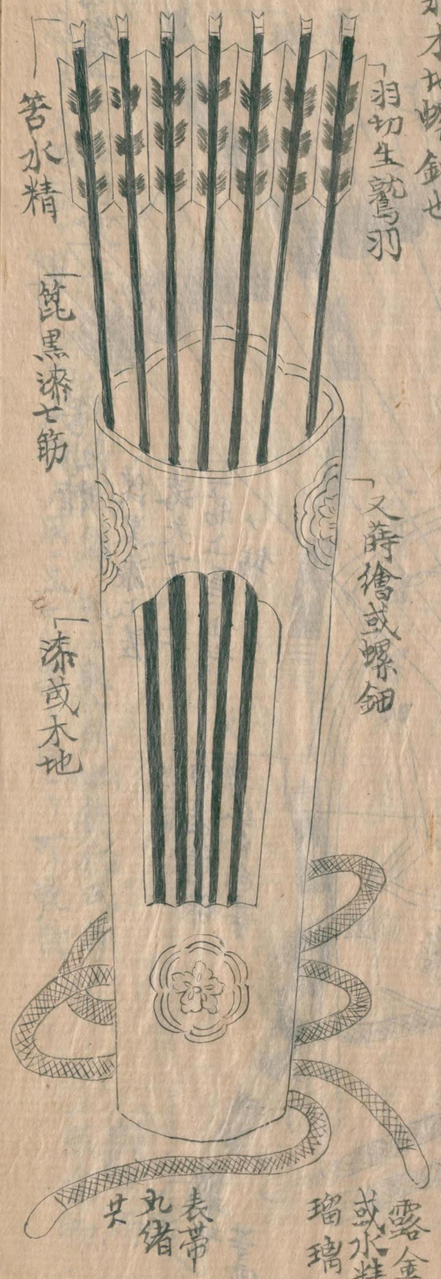

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

平胡籙

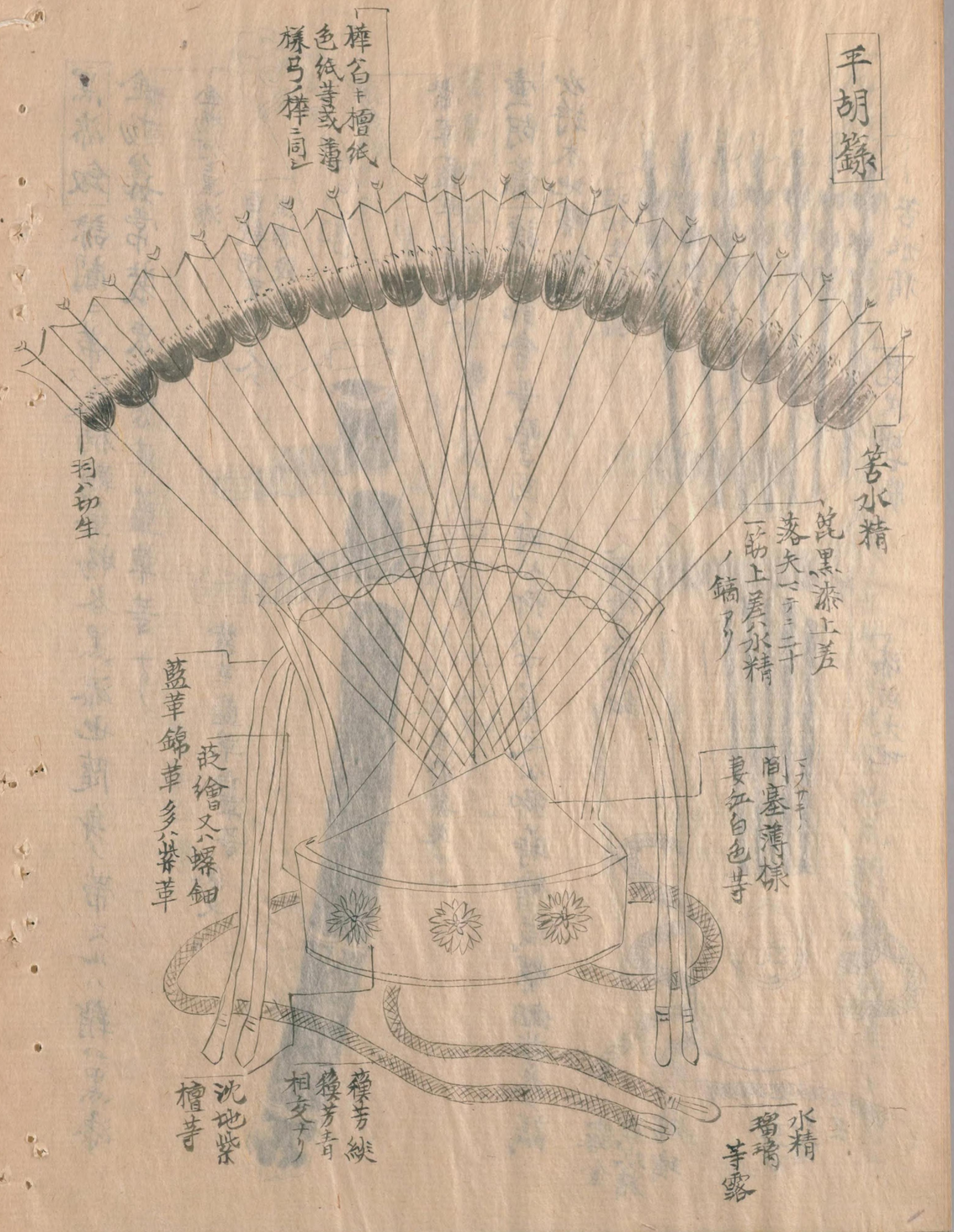

箙公卿ハ蒔繪或螺鈿非参議ノ次将ハ赤地螺鈿或ハ赤地蒔繪裝束ハ錦革藍革多ハ紫革也莵ハ黒漆細ヲヨシトス壷胡籙ハ七筋放平胡籙ハ二十一筋箆ハ水精羽ハ切生樺ハ紅梅ノ檀紙若ハ白キ紙ニテ巻之矢尻ハ金銅上差ニ水精ノ鏑金銅ノ雁股也表帯ハ公卿襖芳綾次将襖芳青交水精或瑠璃ノ露アリ間塞薄様尋常妻紅大躰白色ノ紙若檀紙也平胡籙ノ木地螺鈿ハ行幸ノ日用之蒔繪ハ例幣行幸ニ用之蒔繪螺鈿ハ通用歟

弓 蒔繪ハ箙ニ随ヘキ也或摺貝ノ鏑ハ銀彫物或塗ル樺ハ白檀紙宿老ハ人用之壮年ハ色紙紅梅檀紙薄様等也取柄上下ヲ巻ハ赤シ或ハ紫紺糸等也

文ハ蒔繪 螺鈿

貞丈云右弓矢等本ハ六衛府武備ノ為ニ取ル所也後代武備ノ忘レテ只花飾ノ専トシテ武備ノ用ニ立ザル器ト成リ可歎哉

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

貞丈按上古近衛府衛門府兵衛府ヲ置レシハ禁中ヲ守護シ非常ノ乱ヲ防キタマハンガ為也然レハ府ノ官人ハ武藝ニ堪タル人ニ任シ其武器ハ利鋭(リエイ)ナルヲ用ラレシ也然ルニイツトナク武藝ノ人ヲ撰ム事モ廃レ武器(キレモノ)モ利鋭ヲ貴ハズ弓矢ノ類モ唯壮観ノミヲ事トシ金銅ノ矢鏃水精ノ筈水精ノ鏑等ヲ用ヒ風流ヲ専トスル事ニ成リテ武備ハ廃シタリ是朝政ノ衰タルカ故也

浅沓 公卿以上尋常用之禁色ノ人ハ表袴ノ切レヲ沓敷ニ用ニ紋ハ浮文堅文随意ニナリ非色ノ人ハ平絹ヲ用ル也

武家式大的ノ時此沓ヲハク

○異本明徳記拔書

作者未詳

練緯威鎧 **同毛五枚冑** 義弘か其日の装束には練りきぬをもんまそめておもしろき塗小田しもの糸まいりおきれ結ひとしめ

着長 **小袖鎧** **熏革腹巻中ニ通黒革彩** **五枚冑** **篠作太刀** **二鋒太刀**

太刀二振帯 **薬研徹腰物** 御所様の其日の御装束は白ぎくにまき小袖に中にきせなかるとそめ威(威イ)されずしてかたへその御もろまき乃中ニ二かうくちうそふそくうりたるをうきれおもてけのかまひうそのふきしあて御ちくろ(黒イ)の御手箱のさらつとうの御もちせまニめいとの御太刀ニふりきへてぞそうせいをかしらへきし物(印本ニハワキサシトアリ非ナリ)をさしそゑひて

旗瑞 うるおよ上のふしぎありけるに山城一つくはひまうの事のよりはかいま我れるに之しりうそれ中さ尾のもさ二丈斗なる白旗一流まうまくうか幡州乃陣のうへにひつしまのうへと公方きりれは是をみる人ともは(由イ)八幡大ぼさつのきさきの又神の社前の幸福をあらはしそうれははしめたのかなと信心きもりふかくしそなゑるのもと思ひける

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

赤地紐子包筒丸　白糸妻取鎧　白伏輪鞍　鉄鐙馬鎧　詮範のと

曰のまゝうそ〳〵ふ赤地のうんすゆてつくさ　金銅
かう〳〵たる鍾のつまごう〳〵多うを二枚うまの
けるうるの八すまうまうふ白ふ〳〵うんん
のうまうひうけそ〳〵ふうまうり

二尺八寸太刀　青地錦毋衣　三尺一寸新及長刀　義弘

初りぬきをうちんなめてお〳〵多程よ同毛のお
二尺八すのをうきあうともの〳〵きのかわ
このかぎうとひきうでめちうくうきを
矢合　先一番よ畠山の左衛門佐七百余騎
なう〳〵そうもたちのそ〳〵もう〳〵もちうひて矢合うそ
もうでめうう

長具足　かう〳〵兵庫よ牛もあるで無〳〵長々を見さいあいせを力
うんうしうまうすそうのげとのよはんむ

一色右京大夫

○堀河院次郎百首校書

賭弓　梓真弓　的射　賭弓（りに題）　頭仲するたそばあつされまあ〳〵ひ武
ほきてこうされ内よまうものをそ　する
片矢手挟　鞆音　替弓　賭弓仲実まうまれか
初うもうう〳〵弓のかすとうまめる　多でさみうる
手束弓　鞆音　的　賭弓俊頼引なうすう
うるもよまうこれなうの八するる
方分　梓弓　賭弓兼昌　あのさゆうひくく
かるう〳〵けめてうれうん人　方分八左方右方と両方二分ルコ
雙矢　梓弓　賭弓当陸うすこ〳〵くうれ
うわや〳〵はそでうもしうけるる
駒毛付　望月駒　分月五夜後頼もち月のお
乃すきはのうげよあいせとでうる

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

武器考證　巻八

江府　扈従隊士伊勢平藏貞丈輯

書目

三代実録
風土記
中右記
騎射秘抄
室町殿日記
忘仁別記
続古事談
湘山星移集
梅花无尽藏
三光院内府記
續世継物語
水鏡
保元物語

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

平治物語
甲陽軍鑑
体源抄
鎌倉大草子
鴉鷺合戦物語
新撰類聚往来

行騰（仁和二年）勅參議以上著摺布衫行騰弓勅皇子源朝臣諱散位三五位下藤原朝臣時平二人令著摺布衫行騰馬辰一剋至野口放鷹鶉払

擊野禽（九月廿四日）

胡簶矢數（寛平六年）（貞観十六年）廿六隻（九月廿四日）應減定諸府舍人胡簶之箭數事案右呵行准令條兵士箭數以五十隻令盛於一簶而今人力微弱難帶五十隻勘責不肯准行或乃二十隻已下二十隻已上常之非常之備豈容如斯誠是料責每毎重人心不甘服之所致也望請尋常不懐之時以三十隻為定今使放帶著但節会行幸及臨時警固之日依法滿於五十不令武備欠之。（検非違使五条ノ条ノ起請ニ載セル其ノ第四条ノ文ナリ）

（寛平三年）（元慶二年）（九月九日）擬弓一梓弓一檀弓一柘弓（貞観五年）（九月廿四日）下符相摸国令採進擬弓百枚安房国百枝信濃国梓弓二百枝但馬国檀弓百枝備中国柘弓百枝備後国百枝。貞文云是等ノ弓八皆九木弓ニ〻其弓材ノ名ヲ称スルナリ（竹木合ヲ弓ニハアラス）

馳射一相撲一騎射一走馬（貞観十五年）（五月廿四日）太政官符下諸国令貢進相撲騎射走馬事右奉勅依例相撲騎射并走馬等宜令諸国貢進者国宜承知依勅施行（中略）

今里貫之子親狂馳射膂力之士祖楊相撲之士（是ハ民間ノ御覧之会ノ体ヲ云ヒシナリ文ナリ走馬争勝ノ文ヲ見レハ上古走馬ト云ヒシハ後ノ競馬ノ事ニテ名ノミ異ニスルニハアラス）（馳射ハ和名抄ニオムモノ井ニ乗ラ的ヲ射ルナリ又云走馬ヲ競走馬ト記セル所モアリ即競馬ニ下ニ記ス）

草短甲一両　鉄鉾一草鉾一木鉾一大小角一鼓一大刀一弓箭一弩一鉄鈎一手弩

鉄一銭一楯一槍一鎧一懸尾槍一城柵一櫓一壕柵一櫓一夾（廿九元慶）

（四月廿五日壬寅出羽国元慶二年夷虜所焼盗索額三十二万五百一束六把八分六毫）糒七百五十斛草短甲三百二十六枚草鉾五十枚木鉾三百二十六枚小角八枚鼓六十面大刀五十五柄弓七十一張鉄鈎五十五柄弩二十九具手弩二百具鉄一十三柄銭八柄楯五十二枚槍一百八十一竿錬槍七十三竿懸尾槍一百八竿官舎一百六十一宇城櫓三十八宇城柵二十七基壕柵櫓六十一基是日有勅免除以者交替之煩

競走馬一騎射（夾五貞観二年）五月五日戊寅天皇御武徳殿観覧騎射親王以下五位以上貢競走馬并如舊儀。（卷六四貞観六年）五月戊辰朔五日壬申端午之節天皇御武徳殿観諸衛騎射親王以下五位以上貢競走馬如常。（今年十月丙申朔廿一日丙辰右方諸衛府及馬寮献物即是五月六日競走馬之輸物也奏音条并賜禄如旧儀。（夾八貞観六年）五月丙戌朔五日庚寅端午之節天皇御武徳殿観諸衛騎射親王已下競馳馬六疋走馬諸衛騎射馬上雑技如旧儀。（卷廿一元慶元年）五月六日丙午天王御武徳殿覧左右馬寮競走馬是日午後叙四府不供馬上雑芸。（卷五十仁和三年）五月十四日丁卯

大上天皇於北辺馬埒亭観覧騎射競走馬親王已御各献装馬以備競走
五位亭会 右競走馬トイフハ後代ニ競馬トモ走馬トモ
云ヒ今ハ十月廿六日ニアリ

馬上雑芸 馬埒 装馬 右ニ見タリ

大射礼 賭射 癸十九 貞観十三年 正月十七日甲子 天皇御建礼門観大射
礼十八日乙丑 天皇御射殿観四府賭射

横刀緒 癸廿六 貞観十六年 九月十四日 応令横刀之緒上下布別事業士大夫服
用之物始自朝服至于馬鞦皆有其色是則両以別上下弁尊卑也而
今横刀之緒上下同論物情理不当然望請五位已上同用唐組六位
以下並用綺新ニ維組等不令違越行来日久雖可忽変自来十一日新
嘗会節将加禁遏有勅依之須下所司 ○検非違使五條ノ起請ヌル寸第五条ノ文ナリ

陣法弐 癸十八 貞観十二年八月十日庚寅 鼓吹司陣法弐一通賜隠岐国宰由請也

烽 癸十七 貞観十二年二月廿二日己巳 参議以四位上行大宰大弐藤原朝臣冬緒進起請四事
其一曰軍旅之儲烽燧是切而数十年来国毎(ヲ)被警烽燧彼此相通以備不虞若
非常何以通知今須下知管内国毎試以挙烽焚燧不言其由恐驚勤物意望請下知事有依件調練

細馬 癸十九 貞観十三年二月廿六日壬申 是月京師多倫児詣遠左右近衛庁官人以下
十人騎左右馬寮細馬警夜監察

金銀装宝剣一 癸三十 元慶元年正月九日辛巳 右大臣基経抗表請罷大将戟言ス(レ)ハ
伏望神武弁於蘭堂専愚忠於槐署今上遣大納言南淵朝臣年名賚吹
奉太上天皇勅曰表請之旨理合容聴重任摂行万拠不可煩之以一戟但
君子武備腰底忽空願特賜帯剣厳其儀形仍金銀装宝剣寄年名還
奉之

一軍一 三軍一 癸廿五 元慶三年三月二日壬辰 正五位下守右中弁兼行出羽権守藤原朝臣
保則飛駅奏云曰畏中去延暦年中被下当道陣図以一万三千六百人為軍
分作三軍稲重八百人捴夫二千人而今上野下野両国之軍千六百人稲
重捴夫二千余人好陰所率之兵五百人稲重捴夫千余人自茲言之多
遠旧例

相撲一 童相撲 癸九 貞観六年 七月十九日癸卯 天皇御前厳観童相撲

祈雨献黒馬一 癸廿七 元慶四年 五月十六日己巳 遣使者於賀茂御祖別雷松尾稲荷乙訓貴布祢丹生川上水社奉幣祈
雨丹生川上加奉黒馬○癸二十七 貞観十七年六月三日甲寅是日分遣使者於山城國
賀茂御祖別雷松尾稲荷乙訓貴布祢大和国丹生川上七社奉幣丹生川
上奉黒馬以祈喜澍 ○雨ヲコヒ黒馬ヲ用ルコトハ黒ハ陰ノ色ニ水ノ色也天ノクモリテクラキニカタトリテ黒馬ヲ用ルニヤ

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

祈晴獻白馬 癸 廿四元慶二年八月廿五日戊子雨猶不止遣使於貴布祢丹生河上雨社奉白馬各一疋祈止雨也○癸四十四元慶七年七月十三日丁丑遣仗四位上行神祇伯兼王奉幣於伊勢大神宮賀茂御祖号雷社尾稲荷貴布祢丹生河上大和大神社遣使班幣丹生河上加奉白馬先是六月二十七日鷺集大極殿鴟尾今月三旬已注霖雨淹旬河水溢漲内外愁 晴ヲ祈テ白馬ヲ用ルコトハ至テ白ヒフス青キモノナリ廿六日ノアラ馬ト云ナリ四月七日ノアラ馬ノ節会ニ引ルニ白馬ニ青ハ晴天ノ色ニカタトリテ晴ヲ祈ル二ハ白馬ヲ用ルナリ

十列 細馬 癸 四十五元慶八年三月五日丙寅喚左右馬寮十列細馬於仁寿殿東遊覧之

幕 癸 四十二元慶七年二月廿一日戊午先是駿河国言戎具絶幕八條調布幕二十九條商布幕五條機急之備縫作羊久延暦年中之後国申請大破不用除弃改作至是許之○癸四十八仁和元年九月十四日己未造幕四條料絁十四足六尺緋絶十四足六尺緋絲一絢生絲二絢造幔四條料黄絶十六足賜大学寮幔右見ヘタリ

健児 癸 四十二元慶六年十月廿九日勅山城国司令祇承奉伊勢太神宮使中署率群司健児装相迎祇承

甲一甲一手纏 癸 十七貞観十二年正月十三日丙寅是日勅充壹岐島甲并手纏各二而昇彼島元有甲无甲太宰府依嶋解請充双之 負文云手纏ハタマキトヨム轄ナリ手ノ字印本作手ハアヤマリナリ

襖敦 癸 三十三元慶二年六月七日辛未出羽守藤原朝臣興世飛駅奏言中略奪取賊弓三十一敦二十五襖十七領下略○円廿一日乙酉令相摸国令送綿一千屯於出羽国為充造襖料 負文云襖ト云ハ続日本紀ニ表重ニシテ中ニ綿ヲ厚ク入タルモノ歟又同紀ニ綿襖甲モ見タリ 西調綿甲曲ナルヘシト布ヲ

鼓角 癸 一 清和天皇元慶二年陽成天皇元慶二年十月二日己丑鼓吹司始習教習鼓角之声例也

甲冑 癸 十月十一日癸酉運造兵士甲冑五十具納於宣陽殿

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 841-1

ガラス使用

風土記抜書

一角弓 出雲風土記曰御祖神魂命子枳佐賣命願吾御子广須勢神御子坐者所亡弓箭出来願坐尓即角弓矢随水流出

的靭 出雲風土記曰所造天下大神之絜(マト)而立射処故云矢代出雲風土記曰惠曇郷者国形如画靭

三角石弓 尾張風土記曰神日本盤余彦天皇東征之時討伏陽貴(ヤマ)首(ビト)人帰化之場海部佩室臣奉射天皇天種子命以三角石弓及王丈羽矢射殺佩室臣討終於海部姓

餅的 山城風土記曰称伊奈利者秦中家忌寸(イミキ)等遠祖伊侶具秦公積稲梁有富祐乃用餅為的者化白鳥飛翔居山峯○豊後風土記曰田野(在郡西南)此野廣大土地沃腴開墾之便无比況土普者郡内而姓居此野多開水田余種宿祢大智已富作餅為的于時餅化白鳥而南飛

韃 筑後風土記曰筑後国者本与筑前国合為一国昔此両国之間山有峻狭坂往来之所駕鞍韃被摩尽上人曰鞍韃(クラモノクラツク)尽之坂

金弓箭 尓時所子詔子此者非弓箭而擲慶給人金弓箭流

出来即待所之生而開爵窟哉詔而射通坐

鎧曲甲枚 肥前国風土記曰長岡神社（在郡東）（御宇天皇之）自高羅行宮還幸而在酒殿泉之辺迎於此薦膳之時（前文曰纒向日代宮）具甲鎧光明矣常仍今占向卜部殖阪奏云此地有神甚顧御鎧天皇宣実有然者奉納神社可為永世之時後人改曰長岡社其鎧貫緒悉壊絶但曲弓甲枚今猶在也

貫緒 右ニ見タリ（貫緒ハオトシテヲ糸抜草抜ノ二ツナリ ○甲枚前ニ見タリ鎧ノ）

幡 又曰姫社郷此郷中有川名曰山道川其源出郡北山南流而会御井大川昔者此川之西有荒神行路之人多被殺害半凌半殺于時卜求崇由兆云今筑前国宗像郡人珂是古祭吾社若合顧者不起荒心負珂是古即捧幡祈禱云誠有敬吾祀者此幡順風飛往堕顧吾之神辺便即挙幡順風放遣于時其幡飛往堕於御原郡姫社之社更還本来落此山道川辺之田村珂是古自知神之在下畧

鞆 又曰登望駅（在郡西）昔者気長宝姫尊到於此処留為雄装御具之柄落於此村因号鞆駅

撓弓 伊勢国風土記曰度会郡畧大国玉神遣使奉迎天ノ

另命因令造其橋不堪造早于時到令以撓弓為橋而渡鳥

弓神 伊賀国風土記曰鞆尾山在郡之東西有神曰鞆尾明神弓神也依之所名也

的形 伊勢国風土記曰的形浦者此浦地形似的故以為名也今已跡絶成江湖也

青旗赤幡 常陸国風土記曰黒坂命征罰陸奥蝦夷変了凱旋及多歌郡角枯之山黒坂命遇病身故変改角枯号黒前山黒坂命之瘉車薨自黒前之山到日高之国葬具俄赤旗青幡交雑飄颺雲飛虹張莹野耀路時人謂之幡垂国後世亡便称信太国

白幡 右同畧曰古老曰倭武天皇巡行過于此日（中畧）藝都里古有国栖名曰寸津毗古寸津毗賣二人其寸津毗古当天皇之幸通命背化其元粛敬更抽御剣登時新滅於是寸津毗賣懼悚心愁表挙白幡迎道奉捧天皇（倭倭武尊ノ皇子ニシテ天皇ニ代テ天皇ト称シ傳ニシナルヘシ古代ハ降参スルニハ必其ノ白幡ヲ建シ事其ノ一日本紀ニモミヘタリ考合スヘシ）

大刀 鉾 鉄弓 鉄箭 右同畧曰自高天原降来大神名称香島天之大神（中畧）美尺貴天皇之世奉献幣大刀古鉾二枚鉄

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1

ガラス使用

弓二張鉄箭二具訐呂四口枝鉄一連練鉄一連馬一疋鞍
一具八咫鏡二面五色絶一連神戸六十五烟

中古記抜尽

中御門右大臣藤原宗忠之作

笠懸 寛治六年二月七日春日祭使中納言殿 八回展眤許於加波多河原誉
由御馬前駈皆下自馬使左右是為御覧射藝歟朝臣武
士也一一騎馬渡之五位十人自南渡北 仰可射笠掛之由武士中能射者
一人為射笠掛又渡南形容其美顔色不変万人感之次主
的之後射之已中的中心傳奏由藝見者如堵墻上下莫不感
賀彼問武士名兼貞字進藤 寛治八年記六ト云ノ者

皿陽殿御剣 節刀 長徳三年五月廿四日蔵人信経私記
云名遣主計助安部晴明召宣陽殿御剣等事申云件御剣
卅四柄也去天祚内裏焼亡之日皆悉焼損晴明為天文得業生
之時奉宣旨進勘文所令作也卅四柄之中一腰名昊一腰破敵一
腰守護仍件剣有銕歳次并名等又同銕十二神日月五星等之
体也而焼損之後不見其文仍所献勘文也御剣採未形也件破敵
是遣大将軍之時所給即刀也一腰名守護使御所是也云々

節刀 目貫穴 寛治八年十一月朔日宮行事所新作奉櫃一合相
具与彼中将共取出節刀十柄一一監臨納奉櫃節刀十柄此中有昊剣二柄欤

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

剣様切鋒八柄一柄長二尺五寸五分左方
脇形像見有界也
佩刃柄本五寸四分目貫之穴二ツ云々

剣袋 忌五月 元永二年五月廿八日又御剣内ニ自院被奉内裏
袋先ニ白織物也而縫袋事五月有具忌者仍被用旧代袋赤地錦
時給地螺鈿剣 紫檀地剣 寛治八年四月十四日依例有御賀茂詣大殿子
関白殿共令参詣給(已寛仁元年例歟下記) 大殿青打乗御輿蒔絵地螺
鈿剣鉾地鞘新殿下藤芳下重ニツヘキ 打紫檀地剣鉾地鞘後
用宇治殿初御賀茂詣時可令著給例云々 ○鞘トハ平鞘ノコトヲ云ヘリ
野剣 胡六 永久二年八月三日 皇居大炊殿焼亡予常野剣著大長胡六也 大理

騎射秘抄抜書

犬追物

序曰馬上作物虽有其数当時所用者流鏑馬笠掛犬追物之流鏑馬笠掛面々虽有其益猶於犬追物者射馭之簡要馳逐之妙術也然而鎌倉右大臣実朝将軍御代嘉禎年中泰時号前武州経時号中武州彼時被評定布張行之沙汰

○案騎射秘抄ノ序ニ犬追物ハ鎌倉右大臣実朝公ノ時始ル由ニテ又小笠原信乃守貞宗カ犬追物目安ニモ同様ニ見タリ多賀豊後守高忠カ条ニモ犬追物ハ前代ヨリ射始ラレシ由見タリ前代トハ実朝公ノ時代ヲ指シ云詞也然ルニ東鑑実朝代ノ記ニハ犬追物ノ始リシコトハ載スレテ頼経公ノ代ニ至テ貞応元年二月六日ノ記ニ始テ犬追物ノコト見タリ然トモ其記文ノ体当日犬追物トスルコトヲ始テ行ハレシ趣トハミエス其以前ヨリ有シヲ今日モ行ハレシ様ニ見タリ然レハ実朝ノ代ニ始ラレシコト実説ナルヘシ東鑑ニハ其コトヲ記シ漏シケルナルヘシ騎射秘抄犬追物目安高忠カ条ニ鎌倉時代ノ事ヲ記セルナルヘシ東鑑ニ見得ル所有ノ人ノ名ニ関係ル虚説トスヘカラス

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

以下鉄炮ノ所ニ見

室町殿日記抜書

假字ノ日記也　楠村市右衛門尉長高記

天文ヨリ永禄マデノ日記也

具足一腹巻一鉄炮一矢一　毋見保津表ヘ下向ノ事

也腹巻モ及ヒ弓箭鉄炮抔ノ武具ノ事ヲ六十余人具

塗籠ヲ一大鳥股一矢一　山伏ノ首ニ矢ヲ射立ル事ニ

ヲ射立ル事ニ抔ノ事ニ

二具一十文字地一団扇一矢一日　上ニ日ノ字ヲ

字ヲ抔ヨツテ書ル事ヲ抔ノ事ヲ

サイハイ一矢二　細川典厩ノ妻ヲ歌ヲヨム

ヲ称ス

天総鞘一糸眼地一具足ノ縅一矢二　長洞ハ好ノ

元千ノ事ヲ為仏ノ事ヲ抔ノ事ヲ大総鞘糸眼

ノ地ニ縅ヲ具足ノ縅十洞下ノ事ヲ抔ノ事ヲ

下ノ事ヲ抔ノ事ヲ　二好籠手ノ事ヲ

猶村市右衛門

幡鉾 巻二 洗わ 幡鉾十挺赤絲お威五領
十挺計のところ洗そゝぎ[illegible]その後
右之絲焼 洗そゝぎ七日ニ 根元越之方 御用曲尺判

六具 巻二 陶隆房逆 義俊ものゝ陶隆房
像そゝぎ[illegible]ひくゝ天命いたすの
とのゝひてやそ六具そゝぎ[illegible]

[illegible]人等赤絲威方一二人等白絲威方 巻二 上同 珍奇判文 隆豊 大
力[illegible]甲引の古[illegible]れ[illegible]そゝぎ[illegible]
[illegible]ひくゝ[illegible]つゝく引之 [illegible]
赤絲威[illegible]の方[illegible]二人等の白絲の七方
[illegible]

[illegible]手曲 巻二 毛利元就 陶左衛門尉隆房 矢さゝぎ[illegible]
一人[illegible]のゝそゝぎ[illegible]つゝ[illegible]

梨子地金具摺鉦 巻二 義輝公任官 甲引 武田晴信 [illegible]
[illegible]方[illegible]絲 [illegible]栗毛の七[illegible]
[illegible]

紺糸金 巻二 伊予人 和気 安宅社司 杉原[illegible]水甲曽我 [illegible]

上下二右等人共幸[illegible]て [illegible]
入[illegible]

氷魚縅 五枚胴ノ緒 巻四 三好宗休 討死 [illegible]
[illegible]

赤革威 三枚胴 二人等 浅黄大総 巻五 龍勝 [illegible]
[illegible]

革威 一梨子地鳥帽子 一紺変大総 一十文字 巻六 日上
[illegible]

氷魚縅 [illegible]
銚威ノ矣
字ニヒソ
トシトヨム
氷魚ノ字
付ケ僻違
ナリトルニ
タラス

黒革威鎧 烏帽子一白絲要鎧 三尺三寸 弓手乃方 一二尺 弓手乃方 一二尺 弓手乃方

其七 中略 義光 乃ノ代ノ 当御代ト記シタリ

ヨリ 東山殿時代ノ人ノ作ナリ

黒革威鎧 老人 佐伯勝 [illegible] 甲冑師 [illegible] 廣光院ト云 [illegible]

三尺五寸打刀 老人 廣光院ト云 名ヲ川ノ町ニ入ト云 [illegible]

三尺のうち乃 老人 上ノ出ヲ云 [illegible]

三尺のうち乃 [illegible]

○廣光作ノ中ニ義光ト銘アリ 年十九ニテ平田和泉守ト改ム [illegible]

應仁別記抜書

作者未詳 義政ノ代ノ当御代ト記シタリ 東山殿時代ノ人ノ作ナリ

日之旗 西ノ方ノ大将倉弾正左エ門尉孝景日ノ旗ヲサシ押寄テ金ヲ

シヤス貴タリケリ

具足 山名金吾ハ相模守員軍ニ勝気セラレケルニ朝倉カ働ニ目ヲ驚シ祝着シ給フ限ナシ著替ノ具足馬太刀ヲ被出ケリ ○又云 著棄具足ニ御賀丸ト云太刀相添テ太田垣新兵衛ニ給ニケリ 應仁院殿ヨリ被下タル重宝ナリトソ 金吉ヨリ給ルヽ

太鼓 敵味方ノ太鼓天地ヲ奪討ヽ

腰物 御墓探 今出川義視公ノ御墓ナリ 坂本ヘ御忍有ケル暇ヲ得テ

沙屠 菊萩ノ練貫上ニカチノ沙小袖赤地ノ端ヲ沙袴ヲ沙剣ヲ沙腰ヲ善兒

包平藤四郎小鍛冶鳩作ヲ被持ケリ

金作太刀 愛ニ目付ニ骨皮左エ門道源トテ多賀豊後守所司代之時走葬

タルカ手ノ者ニ京中山城服ニ多カリケリ 申子細有ケレハ勝元具服ノ織物金作

ノ太刀ヲ給ケレハ山科ヨリ稲荷ヘ打越テ

太太刀 平右エ門尉大太刀仕リケレハ

朱札赤糸具足 金吾ハ赤糸ノ朱実ノ具足ニテ老体ナカラ其身壮ニ庭

前ニ出テ人ハナキカ 者トモ切出セト申サレケレハ

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 841-1

ガラス使用

長鑓 一条大将ノ御孫依為沙本領兵庫ニオハシテシケルカ申畧敵トヤ思ヒケン以長鑓惣心モトヨリ突通タテツリ

釘貫 北ノ御門ハ右エ門佐毛就坚メラル本敵ナレハトテ勝元ノ方ヘサシムカヒ入江殿ノ釘貫ハト米春院ノ釘貫ト柳原一口ノ差カタメラル○又ハ富小路ノ釘貫ハタヌリ堀テホリケリ釘貫タサシテアリケル○又ハ富樫寵童丸持メリ北畠鳥帽子直垂ニテ是ハ三条内府病気ニテ東山ニオハスルヲ今出川殿沙汰ノ沙使ノ由被申ケレ共富樫不審シテ開カズ鑓ナレト申ケル ○釘貫トハ子細ハ墻壍抔ニ見タリ

續古事談抜書

作者未詳 六冊アリ 建保七年卯月下ノ三日記之トアリ

空剣 表之一神壷宝剣神の代より伝来(南朝イニ)ありけるを崇神の御時宮中に鳴動ありて神託ありけるによりて宝剣をもつて外宮に納めらるる紀氏の内侍これを奉持して伊勢に下向ありけるに尾張の国熱田の辺にて俄に風雨烈しくして宝剣をも奪ひ取らんとしけるあひだ内侍恐れをなして宝剣を社壇に納めて都へ帰上りけるとぞ

壷坊剣 同書巻之四に法師の持ちたる剣延喜の御代に法師の持ちたる剣とて抜きたるに光明赫奕として雲の上まで照りわたりけるとぞ

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

馬長　老二　隆經の本朝の人も多武
峯の寺家をもおもひ遣りて味いふかき世ふうの
歌のこころ裝束にて味いふかき世ふうの
歌のこころの裝束も一具にて仕
う係まちにてうつくしきやうにて裝束し
ゆしく料にてうつくしきやうみめよき人
そのもこれをゆしき歌ふうをえらびて
人色ものうへをゆしく宰れ中ねりよ
りもかろき物名のかさ袖口などうつくし
おしうる系家をもおもひ遣りて仕理をうるし
て裝束にて十列等をもおもひ遣りて
室うちて有なりみ給ふ
うへみて物のうへもの

十列　老也一條院の御時六月祭
りのかへさ物名のかさ袖口などうつくし
おしうる系家をもおもひ遣りて仕理をうるし
て裝束にて十列等をもおもひ遣りて
室うちて有なりみ給ふ
うへみて物のうへもの

持胡錄　老人中古氏の人も多武
峯の寺家をもおもひ遣りて味いふかき世ふうの
歌のこころ裝束にて味いふかき世ふうの
歌のこころの裝束も一具にて仕
う係まちにてうつくしきやうにて裝束し
ゆしく料にてうつくしきやうみめよき人
そのもこれをゆしき歌ふうをえらびて
人色ものうへをゆしく宰れ中ねりよ
りもかろき物名のかさ袖口などうつくし
おしうる系家をもおもひ遣りて仕理をうるし
て裝束にて十列等をもおもひ遣りて
室うちて有なりみ給ふ
うへみて物のうへもの

刀　用意保晴といふ者の元服の
時の仕度人よりも保晴のかたへ
よき刀一ふりをえらびて奉りけり
保晴うれしく思ひて
中比のものゝ刀にはあらねども
ものそりてよくきれけるを
ぬきてみてこれはよき刀
かな刀工はたれぞと問ければ
刀の銘は結城の上総介
打たりといひければ
うなづきてさやにおさめて
時々ぬきてみてはほめけり
やがてこの刀にて
元服をしてけり

相論の事は結城の上総介の
打たりといひければ
うなづきてさやにおさめて
時々ぬきてみてはほめけり
やがてこの刀にて
元服をしてけり

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

湘山星移集抜屑　一名永享記トモ記者未詳其時代ノ人記之
永享　嘉吉　寛正　文明ノ比ノ記錄倉ノ乱ヨリ記ス

旗之色紋　本千結城籠城ノ条ニ近国他国ノ宇人并ニ志ノ大名小名ハセ集リ結城ノ城ヘ楯篭ル本ヨリカヽルヘキニシケレハ俄ニ又大堀ヲホリ塀ノヨリヤグラヲカヽセ見セ勢ヲ出シ御旗ノ打玉白旗赤旗二ツ引左巴クキ貫梶ノ葉ノ紋居タル旗ヒ其数凡ニ百ヲ満ヽタリ。右永享十二年正月

首実検　小具足　紫末濃鎧一鍬形一九枚冑

鹿角立物一半袴　全本結城落城ノ条ニ永享十三年改元有ヲ嘉吉トモ四月十五日大将兵庫ノ頭トモ廿七日着到ヲ被付実検ヲ被遂抱大将上杉兵庫ノ頭清方中畧今度打取所ノ首トモ廿七清方ハ小具足討ニテ出タテヘハ侍所長尾出雲守憲景紫スソコノヨロヒニ鍬形ノ五枚甲鹿ノ角打立テキタリ下治ノ少輔景秀黒糸ノ鎧ニ内毛ノ三枚甲鹿ノ角打立テキタリケル五兵両人付役ニテ其外袮俵ノ人ヽ半袴ニテマイリケル

鳩之瑞　乃是大田道灌カ一ノ条ニ文明十五年十月廿日上総長南城ヲ責落シタリシニ味方ノ旗ノ上ニ山鳩二ツ先来リ羽ヲ休シヨリ不思議ナレハ是等ハ凡夫ノナスワザニアラス偏ニ生ヲ利ス天ナルヘシト人皆ワシギノ思ヲナス

梅花无尽藏扳呂　記人渠楯万里居士之集也寛正文明長亨之徳之亀寺問ノ人也

上杉家龍虎旗　龍虎二詩并叙関東管領上杉顕定需之昔杜参謀賦軒轅之歌蓋管領軍中有天子之旗旌旗其勢猶龍蛇飛動矣又一嘯日暖龍蛇動蓋天子之旗山自群虎中之主張也今見二猛之図不覚寒毛卓立吁嗟雲従龍風従虎各為軍中之旗幟護天子旌旗勢如龍高揖双角処雲自八垠従六鞘弧矢傳三略弄牙金氷猛西山白清風凛然者各西山白清風未嘯光

（哥南翁紀傳ニ見）

○右二首ノ賛ハ上杉家ノ天子旗ト云ハ三流アリ一ツハ御製ノ詩歌ヲ（此ノ下ニ脱アルカ）龍ノ絵一ツハ虎ノ絵也是義教将軍代ニ鎌倉ノ持氏朝臣ヲ討ルヽトテ上杉中務少輔扶房ヲ大将トシテ差下サレシ時ノ後花園院ヨリ下シ賜リシ由彼家ノ傳説也小田原記トス呂各其外世間ノ説ニ右ノ軟虎ノ賛ヲ絵ノ上ニ呂付テ天子ヨリ下サレシトス云ハ甚誤リ後ニ讃ヲハ作ラセタルヽ也又旗ニ呂付シニモアラス

犬追物　尾之清洲城備後敏信弟見犬追物八日　○八日ハ文明十七年乙巳九月八日也

三光院内府記

三條西内大臣実枝之記也

太刀品々 | 蒔絵太刀 予生用之 飾太刀 蒔金ノ白 太刀行幸有 | 屈鞘 大臣以下豹熊猪 黒塗 白飾太刀 事之 | 屈 | 禁中ニ被置左右馬寮被繋 | 馬 | 諸家於面向不主屈 | 武士ハ依為守護以 | 馬為業然間於面向必主屈是ニ武ノ差別也二間三間者諸人通法也五間以上者依 | 国之多少有其員 | 仍為十三ノ国之拝領依十三間ノ屈規模ヲ由来及假

唐鞍 | 水干鞍 | 豹皮付 | 虎皮付 | 遊皮付 | 葛 | 鞍 | 一統鞍 | 行騰

九馬者鞍皆具依有差 唐鞍水干鞍ハ豹虎遊皮付ニハ有之 葛ノ統鞍ニモ有之 行幸之時ハ三ノ以下卅一人現任ノ々々為騎馬 平生ハ野遊鷹狩等各乗馬也

八著狩衣鷹ヲ持ニ指貫ノ上ニ著行騰

腰物 | 鐔刀 | 腰物非不式ノ儀仍於ニ家者免帯之但院御所ニハ内々御用意北面ハ被下ノ儀其例分明也然時者一向ニ非可弁指之物抑諸家ノ諸大夫血ノ上ニ常腰刀是近代ノ作法一向不謂ノ儀其故ハ権少納言清種先祖代々為院御所ニ装束師或時候御所衣文ノ糸内之而無可刀仍自院給之腰物下著布衣等ノ然間真無之時

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

ニ帯ニ是一家ヲ規模限制也然処諸大夫ハ必可常腰刀ヲ様ニ諸家ヲ
ヒ諸大夫相似之条如而為誡撃太以見苦敷候也近代将軍家ヨリ武勇
為先ニ条直垂ニ被帯腰刀法衣内ヲ肥御直序迄 長橋局 被帯ヲ是ハ
一功方外不可為傍例者也当時随分之用々雲客腰刀之和差奇
羅起上古剝鐔刀掌被常人ヲ見及候武官全盛ヲ世候歟然而如
愚老ヲ随世ヲ故随分可磨戈戟ヲ覚悟ニ ○腰刀又腰物トモカト
ハカリヲ云鞘走ノカノ一ニテ 柄糸ヌ鐔入ヒヌ短キ刀ヲ 鐔刀ハ打刀ノ一ヲ 宗五記ニ見

平鞘太刀 **白太刀** **持太刀** 常可令持太刀哉否ヲ支 本式ヒ時ハ布衣ノ侍
平鞘ヒ三平菊一文字ヲ名作也平鞘ハ塗地高蒔絵堀金子 白太刀 名作也蒔蒲章常取
ヒ面向礼 当時之持太刀 是ハ一向内ヒヒ物ハ無然平生奉内或諸家舎人序 衆
興ヒ時ハ持太刀ヲ入興之内若長者騎馬ヒ人等之右ニ衆馬ヒ時ハ騎馬ヒ人等
之勿論

幕 **幔幕** **纐纈幔** **幕四品** 禁中左右近之陣有幕大将ノ号幕下
ノハ此子細ニハ大将出時ハ平生此近場ニ在陣ヒ心ニハ如此ヒ条幕ヒ儀ハ外
様用ヒ意歟然ニハ又幔幕トハ色ヒ文ヒ 紅紬ヒ文也 有白文 ノ幔 有坚横当時ニ陣ヒ儀
被行ヒ時其形少相残ハ 纐纈 ノ幕ハ四ノ名ハ共平生ハ常ニ
用ハ幕ハ家紋ホヒ武家ヒ差別无ニハ客来潤宴普請露破ヒ可必随之

布衣記ヒ布直垂アリ

布直垂 直垂諸大夫之外ハ諸家ニ用給直垂候ヒ 鹿苑院殿御代昵近
之人ヒ給布直垂ハ其ヲ一向非本儀ハ雖然大臣家ハ
著給ハ当家ヲ時々為講釈平生祇候ヒ条依御入魂内ヒノ時給布
直垂ハ然間両様著来ヒ由然処故入道 称名院 右大臣拝任之上若
家ヒ為各別仍布之直垂相止了摠別十六歳ヒハ諸家一同著白給
直垂ハ色ヒ直垂ノハ不著用之諸大夫モ同前 ○貞丈按此文ノ見
ヒハ布直垂ハ専武士ノ服ナルノ将軍ヨリ給リヒニヨリテ公家ノ人ヒモ
著用セラレヒ 今世大紋トヒハ即布直垂ニ古ノハ紋ナカリヒニヤ未詳

肩衣 半臂如肩衣ニテ布裏是ノ半臂ノ補トヒ 今世大紋ノ補トヒ ○貞丈ヒ半
臂ト云服ハ袖ナシヌノニ横幅ノ加テ是ノ 肩衣ハ袖ナキ物
ナル故肩衣ノ如ヒ半臂ノタトヘニ云ル 古ノ肩衣ハヒダナシ故ニ半
臂ニ似タル也 今世ノ如クヒダアリテハ半臂ノタトヘニハヒダナカリシヲタトヘルベシ
肩衣万葉集ノ歌ニ見タレハ 古キ物ニ鎌倉幸中行事ニ成氏ノ陣ニ金襴
ノ肩衣ノ著セラレヒ由見タリ 後代ノ陣羽織ハ肩衣ノ妄制也

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

續世継物語抜書

競馬　巻二　[illegible]の条

万寿二年九月十九日の関白殿の[illegible]

騎法　巻二　男心の条

保延[illegible]

鞦韆　巻四　[illegible]の条

小弓　巻四　[illegible]の条

鎗剣　巻五　[illegible]の条

ヤブサメノ的ヲハ
賤シキ狩ニテ
アラネルヲ
強ニモ見

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1

ガラス使用

水鏡抜合

神代之剣 孝元 神武天皇 七十二年 神武
のころよりの 剣 陽すれば一尺あまりの剣
懐剣 垂仁 皇子 ほそ刀 中略 之
ほそ刀 ほそ刀 ほそ刀
ほそ刀 ほそ刀 ほそ刀
ほそ刀 ほそ刀 ほそ刀

鎮懐石 神功皇后 皇后 八幡
軍配団扇 日本
陣太鼓
鉾 屋中天皇

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

鈴 我辺天皇 ある時に人々ゆみのわざをせさせ給ひて

胡床 結体天皇 させ給ひてあづさゆみをとりてうちならし給ひて

白膠木 拳中 用明四年七月のかりそめのやまひにて

剣 崇峻天皇 大臣蘇我馬子宿禰東漢駒を殺とりて

良馬 推古天皇 六年四月乙亥朔甲午に

甲冑 表下 文仁天皇 二年四月癸巳朔甲午に

禁王子金鳥 出入千九童 文武天皇 二年四月乙巳朔甲午に

三月七日覚書馬 日天子射 日二子正月甲午朔

甲冑 表下 文仁天皇 二年四月癸巳朔甲午に

禁王子金鳥 出入千九童 文武天皇 二年四月乙巳朔甲午に

三月七日覚書馬 日天子射 日二子正月甲午朔

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1

ガラス使用

田村麿為身自胜重

右次さて祖父〻〻高祖父〻〻等ハ
みな武ちからありしうへ人なりしよし
なれどのあつさ二尺三寸四分
いとすぐなり二百一年うへ
あるべし二尺四寸ばかりなるも
まるこなるはけさのごとく
くぼきもをもちゐるいとまれ
なりしかり○半刀の作ハ多くは
ちゐるこ一ツあり

保元物語抜合

大和国多武峯ニ喰保西伝 旅方の参ニ見タリ
此本ハ印板ノ本ニ参考本別ニアリ

白襖狩衣 浅葱袴 上折烏帽子
黒鞘 一官軍多ク手分ノ来ニ
うつむきあるきもの
の平太をとらんの矢ニ
そのつぎり

禍重藤 一藍白柄黄返羽 黒ね矢
おねこれ 老のうちんのひこ
ものこ 彩色の所々こんの羊羽
重藤 八筋 ハ筋ともにうへ
あるべし 日ごの金あ
方よりのこのこ 七人ばかり

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

赤地錦壱領　一折立烏帽子一服
紺地の錦よりめされ赤地の錦の壱領
針村法壱領　一月数渡　一歩葉色唐綾威
腹巻　白河文義物夜討の為に仕立
めす別而のほか出来仕候間こしら
ちがへ申候ハ、大事の
らんたるべしかし
赤地錦壱領　一沢潟威渡　一白星甲
一中数の内ニ
の渡る白糸の甲ニ
のうりそこなひ
瑞雲文　一黒韋威渡　一四天立物甲　一漆
家そのものゝ
みそなはし

半首（ハツツリ）　白糸毛ニ
ゆゝしき
赤地錦壱領　一黒韋威渡　一猩々緋一黒数
錦の壱領
黒糸
猪文　日来
ひとしく
ひとしく
らんたるべし

あしらひ
さしる
黒糸
半首（ハツツリ）　白糸毛
ゆゝしき
赤地錦壱領　一黒韋威渡　一猩々緋一黒数　四天
錦の壱領
黒糸
猪文　日来
ひとしく
ひとしく
らんたるべし

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

滋目結毛盛 一伏縄目縅一黒糸 日本の山々の深き谷々にすめる
黒草威鎧 一弓角一 日本の武士のきらびやかなるよろひ
本蘭花毛盛 一紫草脇立 日本の武士のきらびやかなるよろひ
藍摺毛盛 一卯花威深一毘白甲 日本の大将のよろひ卯の花の甲をきまめやかなるよろひ
浅縹毛盛 一萌黄威一錏板一白伏胸鞍 日本の六条判官
浅縹毛盛 一為全縅一緋威一錏板一 日本の武士のよろひ
甲冑をよろふ 新発田の人々の甲をよろふ名ある甲なきよろひ
○浅縹ノ長縹ノ訛ル
○又辛酉初秋甲冑をよろふ 常なる老のよろひ
日本一志賀しの杖一もんもん一作もんもん一まもう

一の杖一二の杖ノ縹一矢竹ガ 白の文功名ある甲なきよろひ
浜家筋ノ鎧 新発田の我家をまもる武士のよろひ
重代鎧一 新発田の我家をまもる武士のよろひ
○又日本一志賀しの杖一もんもん一作もんもん一まもう
○浅縹ノ長縹ノ訛ル
○又辛酉初秋甲冑をよろふ 常なる老のよろひ
日本一志賀しの杖一もんもん一作もんもん一まもう

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

平治物語抜書

保元物語 同記

流星鎧 壱領 一波草鎧 六領 紙あはせ 一領 ゆきの鎧 壱領 一家ゝ鎧 壱領

黄紙縅 壱領 一紫下濃鎧 一褐 金物 一 金作 右方 一 白星甲 一 歩形

物具 一式懸地金覆 輪鞍 陣氏 右拾ノ家ゝ 処ゝ修作歩ノ赤地

の錦の直垂 紫ゝ ゝの鎧よさゝの 金纏

右足 ゝゝ ゝの甲よゝゝ ゝゝ 直垂

ゝゝ 北ゝ ゝゝ 大男の ゝゝ

ひきの ゝゝ ゝゝ ゝゝ

ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ

ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ

ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ

赤地錦 壱領 黒糸威鎧 一 揃 胡禄 一 五枚胴 一 甲緒 一 嚢物作 右方

黒羽矢 一 筈巻 一 黒鞘 一 内ゝ

北の錦の直垂 黒糸威の鎧よゝゝ 直垂

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1

ガラス使用

いと細やかの太刀はき くろ羽の矢おひ 小ぶしまきたる弓もちて 黒き馬にのりける
高名なりとぞ日記につけられける 年二十七になりしつる
たかしい大将の人々まいりけり

紺地錦直垂	萌黄匂鎧	黄金作	長伏輪太刀	龍頭甲
白葦毛	覆輪鞍			

日来はきこゆる中納言ちかくさうらひこんぢのにしきの直垂にもえぎにほひの鎧きて こがねづくりの長ふくりんの太刀はき たつがしらの甲の緒をしめ あし毛なる馬に白ふくりんのくらおいてのりたりける 年十九にぞなりける 日比はきこえ給ひけれども 大将の人々にてまたれくまゐりける

練色魚綾直垂	小桜鎧	鹿角	甲緒	石打太刀	石打矢
淡毛馬	鏡鞍				

日来はちやくし惣領なりしかば 生年十九にぞなりける わかきのきよもりのひがしの八まんとそもいへる 八ちやうつるたてもたつのこしにて きみきりしやうにて太刀はき あさぎいとのおどしたる鎧きて 八ちやうのたつのくだかれにけるにものの矢おひ しげどうの弓もちて たつのまへにて 文のきもんぢにつけて 白あし毛なる馬にかゞみ鞍おいて のりたりける
○鏡鞍は年中行事
画物之有り

打色直垂	沢瀉威鎧	白星甲	薄緑太刀	白箆	白羽
二本毛馬	白伏輪鞍				

日来は沢瀉中文のきもんぢにつけて 十六さい

くちばのひたゝれにおもだかおどしおもかおかしいちゝう代の鎧に
ちよう丸のきとものきうすみどりとこふ太刀はき しろぼしの白あしの
ねきそそいのしらはの矢おひ二本毛の馬にのりて あしげなる馬に白ふくりんの
くらおいてあさのうみつけてくらくのりたりける

紺直垂	産衣鎧	白星甲	甲緒	髭切太刀	染羽矢
栃栗毛	摺鞍				

重籐弓

日来は三男右兵衛佐頼朝は十三さいにこんのひたゝれに源太
がうぶぎぬといふ鎧きて しろぼしの甲のをしめ ひげきりといふ太刀
はき そめばの矢おひ しげどうの弓もちて くりげなる馬に
すりぐらおいてのりたりける 十三さいにてぞおはしける
かしこくつかうたるくらにて 弓も十二ふりなりける ○ よろひともにて
むかし奥州より まいりたる具足にて 螺鈿のくらとも云

産衣鎧	髭切太刀

日来は此うぶぎぬといひけるは源氏重代のものの
ぐの中にてことにひさうのてうどなり 八幡殿のおさなく名は源太と申
ける二さいの時御所よりめされけるに きんとのを参らせ山のうちにてくく
ゆきゝ鎧おどしの袖にまくてげんぶくの時まいらせける 袖をとそ源氏の
うぶぎぬとはかりけもと枝にて照らし給へ 八幡大菩薩とつけまゐらせたる
さうの袖に小ちの花はいくつきさしたるを おどらせし 此ひげ切といふは
八幡殿さしたふものにたくさんあかされしめ ためしにいけどりの志十人の

[illegible]

鏃重宝 一悪き戦矢を一左右小さ 一打鳥鏑よ引き 持便ろ軍を
[illegible]

征まそ小まサス 一右よ之
赤松鏑重宝 一笑矧句鏃一稲今和一訳
初生矢 一重巻ら 一貝鏃 日常右ら
[illegible]

鏃重宝 一悪き威鏃 一重筆右方 一悪保号矢 一筆矧句ら 一悪鏃

日常注筆のひろハ右ら [illegible]
[illegible]
まて悪めうのるなそき悪ろ悪ろ悪ろのうち
まそる悪ろそそそのうち
赤旗 一赤笄 一大旗 一腰小旗 日常不宗赤そる赤ろ一日
[illegible]
鞍手矢 日常十二月そるのこの
[illegible]
めいそつふ [illegible]
[illegible]
征まを小異を 日常弦回ろ下人
[illegible]
鑓突 一重打鏑小の常中宮之進

なれは銀ニ小さくよみなしけるにや蒔絵の太刀ハさらに見えす
よろひつきなとにはうちかけたるなれハさも見えけるにやあらん
さもありけむかの本に文ことにいふをよりもかけつきとさいへるをいれて
たかやうにもやありけん

鞭差 旧本ニ威したる見えのみして又あれ源氏ハもちさしたるも
なかりけるにハあらさりけるなり

物具 一 小具足 伝記保元の比ニたいまつかけてちかきにハ伝記
にて見えけれハあらたまる事も知られぬにハかりておもふの具
ぬきてもまたあらはしけれハ小ぐそく太刀なとをもちてなからみえて
命にかかりてたすけしとそいへる合せられ言ハ武ナ太刀をくれてそ

緋絨鎧 赤金 一 紅下濃鎧 一 金作太刀 義経平宗盛 通清ノ条
伝文にそれあけのよろひにしけれハ引きのかけたてゝ平らん
此のよろひの赤金と見えたるなり すゝきの縅ニしたる〇此の太刀にハさしそへもある

抜丸太刀 此太刀はめけれハよし也ハ右刑部ト太盛地ならしらねと
まりうる池より太刀とりとそ太盛のかんとうなる太刀抜のもと
たりけるハすけてとゐてるにハやかりけれハ又も出きて池
よりても太刀をもさまよらしかれ文出てのかんとうけ太刀文をぬけく

主上六波羅行幸条

にやかありて池のみきりにたてられ太刀をも見あひてらそぬけれと
ハ抜けれとむたちよりのあいしかまりて抜丸をそさなか継ハぬを
あるを清盛に与へたりけるとそ

吠丸太刀 伝記伝ぶに（さ）小ゆる（に）のに伝わらさなり よろこひてかの池
の太刀一二ふり　ありけるに丸剣しるへきなりその名をしめとそひれたる

鐙鞍 一 蒔絵細太刀 旧本ニ白く見くさらそいろなるあて 鐙鞍をとそ目さら
光れるもの本国の宋にてるる ありとやなるをそはなしけるに
うらいまさらのかとかる切ともしやうよ そうちのみ

鏡鞍 一 太刀とも 十六丁

竹ノ節ニ突ク 十五丁 平作ものゝ足さしにあるたちをいひたとのゝのに
竹節のゆるさもすくなくいつて入れたりけれハ竹子池の下よりいたしく
〇扨ハ揚ノ字の誤也 揚ハアフコトよみて萩なと萩の一株のおもてに
竹を萩株なくく節を突て採きたるを入れたとぞそすり

白張下着腹巻 一 平宗盛腹巻 一 牛飼装束下着腹巻 一 平重盛
伝記武者に来継平宗盛の抜手の上なる白張を着て新の手をもち鉢
のあたり貞康平草の抜手のあたる牛飼の装束にて小車に仕る
〇小張の小ノ字ハ紙之 又ノ字ハ誤也 張ハ白ノ字也

甲陽軍鑑抜書　小幡勘兵衛景憲作　此巻ニハ高坂弾正ト作リ名ヲ備タル

鉄炮　永禄七年ヨリ始テ渡ル
竹束　元亀元年ヨリ作ラセラレシ由ニテ其利ヲ得タリ

馬懸　小幡氏康ノ大名ヲ始テ乗ル
乗拝　ソノ以前ハ乗ル事ヲ拝ス

鉄炮　大永年中ニ和泉ノ堺人井上新左衛門ト云者種子島ニテ鉄炮ヲ習ヒ帰リ国ニテ作ル

練　本向江列今度ノ軍ノ目ヲ以テ合印ヲ定ラレシ

体源抄抜萃

系人豊原家之秘書

ウツキ九

兵具

兵具ト　旗ハ人ノ好家ノ先規ニ可依　長ハ八尺或ハ一丈又ハ一丈余　袖ノ口ハ名思ヒ又家ノ文ヲモ　旗ノ竿ハ長一丈二尺或ハ二丈位　服ニ云リ　上天ノ適竹ノ根ヲ式トス又一説ニハ桧トモ云羽ハ中白一説ニハ鶴ノ羽一ツハ敵ノ初ニ云ヘリ　大将軍ハ四五侍ハ二指ヘ　黄鬼ノ證験ヲノ多キニ長藤ノ巻ト号ス大将軍ノ験ヘ己上此ニ三ケ余ハ八幡発奥列合戦ノ時被定ヲ年次ニ證ノ著スル程ノ体ハ弓ヲ手綱ノ中ニ繰リ入ヨ手綱ヲ為不被切也又妻手ニ小脇ヲ挟ヘ　沙弟ニテ不可下馬況ヤ為人礼ヲヤ又戦ニ出ル片酒ノ飲ト十リ此ハ某ノ服ヒシ料ヘ名字ハ宗肝要ニアリ　左ニ盃ノ取右ニ銚子ヲ持テ主ヲカラ盛ヘシ盃ノ折紙ニヲノレト居テ酌クトルト禁忌ノ義ヘ能ヘ可慎ヘ着ニ有美靴子ニ有手細之馬ハ廿カラト号ト思ヘ下乗易カラ為ヘ当家ハ栗毛駁ノ不乗上野国一宮ノ沙汰ヲナレハ此毛ノヲニ家ニ依テ其差アル事ヲ知ヲヘル故ヘ又蒐ハ夜ノ戦ニ出ル片ハ朝ノ雪也ナトニ悪ノ上ハ好ノ不可乗但アマタノ中ニハ可用意又河原毛ハ何ニ有中ニ晴ノ片ハ不見ヲスルトアリ　但シテ吉馬ト　河原毛ノ中ニ了有又ハ一疋モ廿ス二疋モ廿ス八分ハ小カハ長六寸中十

三寸クヌキ形丁有手細丁ヘ五ノ俗ニ刀ハ二尺七寸陸ヲ細ノ三尺ノ剣ト云ハ実ニハ二尺七寸ヘ長刀ハ二尺三寸柄ハ其人ノ耳ノ下ノヒクニ有クスヘシ已上ノ具足ホハ於ヘ其ヲヲカハ馬上ニテ九徳歩立ニテ十徳ヘ長刀ハ馬上ニテ九徳歩立ニテ十徳ヘ長刀ノ柄ノ手細ニ心ヲ付ル事第一口伝将軍證ノ子細ニ心ヲ付ル丁宜又人ノ手ヲ放ス様ニ誂ヘ丁五寸故也人離ナラント云ニハ為不適也

鎧著次第

当家ニ伝ヘ丁発音律明ヲ事第一口伝将軍證ノ一番手綱　二番小袖綿黄　黄色　六番弓懸　七番大口精好　三番大口精好　四番袴　九番結　十番髀当　八番脛巾　十一番頬貫　十二番服立　十三番手蓋　十四番鎧　十五番刀　十六番太刀　十七番征箭　十八番弓　十八ト号ニ訳スヘシ　以上如此是ハ八幡太郎之口伝ヲヘ

旗

旗ハ五丈位貫ヲ一丈ニ寸切ヲニニ切ヲ一ツヘシヌヒタテ一丈二尺ヘタリ物ニハ太刀ヲヌキ　サカ手ニスヲ唐梶ノ蓋ノ中ニ置ヲタリヘ笠ヘシルシノ縫ヲ手ヲタテヘリヲ針ヲ下ヨリ上ヘサヘ出シテ縫留ヘ工ヲモ計ヲ上ニヲトヘシ

旗制

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1
ガラス使用

笠シルシヲハ袖ノ耳ノ絲ヨリ十一メニ付ル安ク口傳ニアリ

幕 幕布ノ長サ二丈五尺 乳ノ間一尺二寸ナワテゼゝナラハ乳モテゼゝ一色ナラハ乳モ一色）幕串ノ長サ一丈五寸サキキリコヒナハ一尺 サザラ 打地ヘハ一尺計 數一條ニ六本

首実検

鎌倉大双紙抜萃

作者未詳　一名太平後記

白旗赤旗 旗紋 永享十二年正月廿二日 大名小名我もとより役佛の陣を構へ色々のまり搆出けれとも縁より又大將の方より搆の旗をさし出は旗の外に白旗赤旗二引両色釘抜花の紋其外の紋ある旗共林風に靡て満々たり

小具足 紫すそ濃鎧 一鍬形 五枚冑 一黒糸鎧 一同毛 三枚冑 一唐角 之物

嘉吉元年四月廿二日 さる討死の首を同十六日蓋判に付られ実検を興行しも畳に大将は上杉の屋形清方小具足計にて出られけり 待列は屋形の憲忠紫すそ濃の鎧に鍬形の五枚甲猶下治部亘京の兼黒糸の鎧に同毛の三枚甲唐の角を立てぞ見られたりし其人付後を立て衆人役所の如くまつりたりける

幕紋 大田の入憲忠の若子にして上杉山内の事も許され篠の丸より山崔の幕の紋を許し憲忠は依父として見事致し給ふ

鴉鷺合戦物語抜書

一条禅閤兼良之述作

慶安二年 持行

申書第次第 巻二

[illegal/illegal]

[illegal/illegal]

[illegal/illegal]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

841
10
1

国立国会図書館　　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1

ガラス使用

841
5
1

国立国会図書館　　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1

ガラス使用

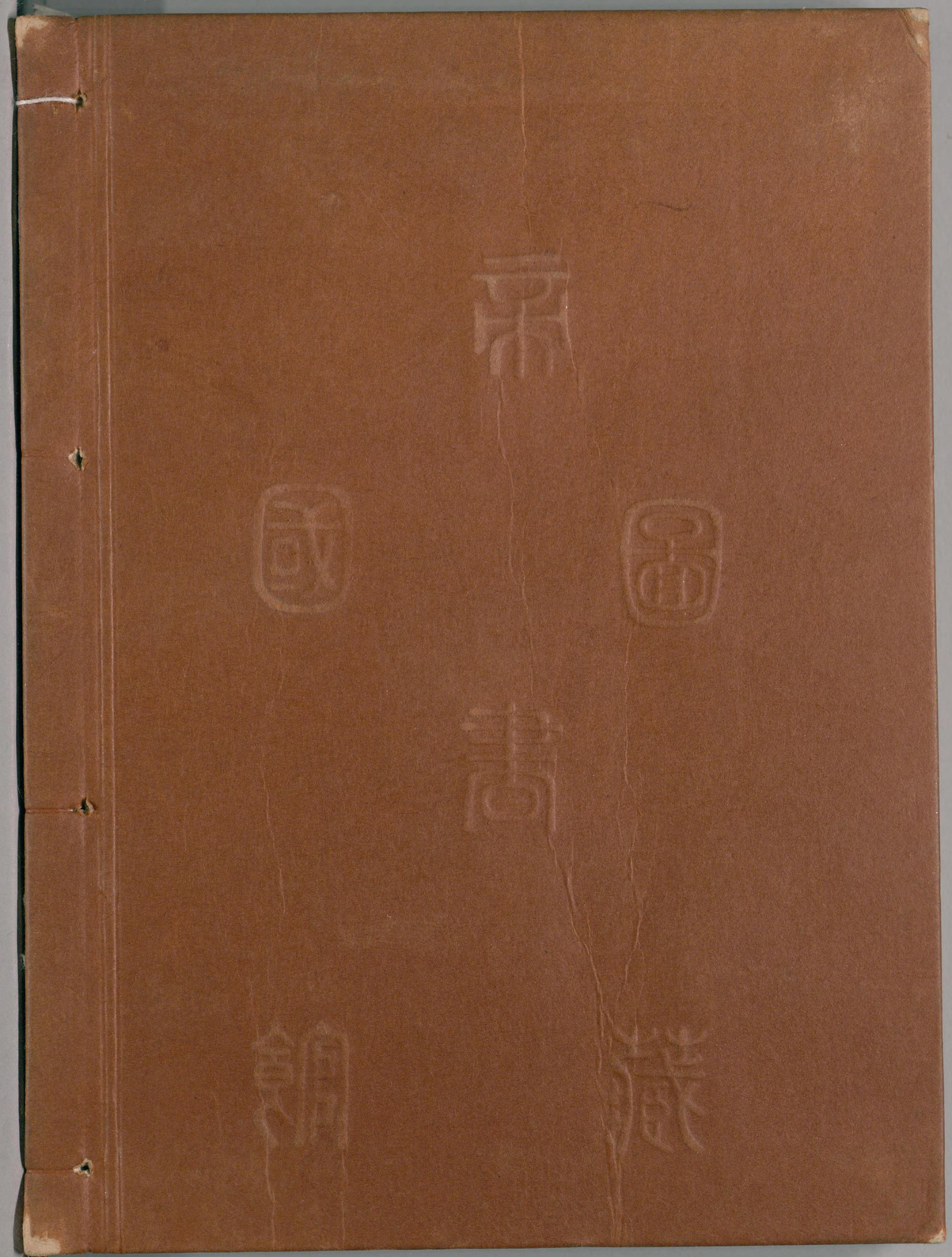

国立国会図書館　　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 841-1

ガラス使用